

社会福祉法人大志会 役員等報酬規程

社会福祉法人 大志会

社会福祉法人大志会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大志会の役員（理事及び監事）及び評議員等の報酬について定めるものである。

(報酬等支給基準についての定義)

第2条 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給額決定に際しては民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮して支給の基準を定め評議員会の承認を受ける。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事・監事・評議員・苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に理事会・評議員会以外の法人の業務を行った場合であっても、別表3に定める報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

(理事長・業務執行理事及びその他の理事の業務報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事の業務報酬等は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、理事が法人設置施設の施設長を兼務している場合は、理事としての業務報酬は支払わない。

2 理事長・業務執行理事及び常勤の理事以外の非常勤の理事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、監事業務としての報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び事業の指導監査についての立会及び運営状況の指導又は監査等の監事としての業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の業務報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬又は実費弁償費を支払うことができる。なお評議員会に出席しかつ同一日に評議員としての業務を行った場合であっても評議員としての業務報酬は支払わない。

2 評議員が評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任解任委員の委員会出席報酬等)

第7条 評議員選任解任委員が委員会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の業務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会・評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬等支給制限)

第9条 役員(理事及び監事)に対して支払える各年度の報酬及び実費弁償費総額は当該会計年度の前年度事業活動計算書のサービス活動収益計の1%を超えてはならない。又評議員に対して支払える報酬及び実費弁償費は、定款八条に定める各年度の総額450,000円を超えてはならない。

(適用除外)

第10条 常勤理事が施設長・所長を兼務する場合及び常勤職員が評議員選任・解任委員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の承認を得た上で評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 14 年 10 月 28 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 16 年 7 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 16 年 9 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日より適用する。(一部改定)

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。(一部改定)

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。(一部改定)